

米国陸軍
インド・ビルマ戦域所属情報部
心理作戦チーム情報室.
日本軍捕虜尋問報告第 49 号

このアメリカ陸軍の公式文書は、1944年にビルマのミートキナにおいて米軍が捕虜にした韓国人慰安婦20名と民間業者2名の尋問調書であるが、当時の慰安所、慰安婦の実態に関するもっとも重要な資料の一つといえる。

なぜなら、これはうわさ話、あるいは後になってから集めた情報ではなく、現地で慰安婦本人お尋問に基づいた情報であるからである。もちろん、日本軍に対して敵対的な感情を持っていた米兵の尋問であり、予断に基づいた解釈も含まれていることは当然予想される。しかし、基本的には実態を反映した内容であるとみることができる。

この報告書の最も大事なポイントは、序文のところで「慰安婦は売春婦にすぎない」という明確な性格付けをしていること、「給与と生活条件」のところで実収入が、月平均750円（上等兵は月10円なのでその75倍）という超高収入であったと記録されていることである。

つまり、米軍は慰安婦を超高収入を稼ぐ売春婦、というに意識をしていたのであり、「性奴隷」などとは全く考えていなかったのである。

また、前借りを返済した慰安婦は帰国が認められていたと書かれており、当時の内地の妓楼と基本的に同じ存在であったこともうかがい知ることができる。

慰安婦の真実を知るため、そして海外の人達に理解させるために、極めて貴重な資料である。

<日本軍捕虜尋問報告第 49 号>日本語訳全文 (次頁)

米国陸軍
インド・ビルマ戦域所属情報部
心理作戦チーム情報室..
AP0689

日本軍捕虜尋問報告第 49 号

尋問場所: レド収容所
尋問日: 1944 年 8 月 20 日～9 月 10 日
報告日: 1944 年 10 月 1 日
報告者: アレックス・ヨリチ 3 等軍曹 T/3 Alex Yorichi

捕虜: 朝鮮人「慰安婦」 20 名
捕獲日時: 1944 年 8 月 10 日
捕獲日時: 1944 年 8 月 15 日

序文

この報告書は、ビルマ北部のミイトキーナ)陥落後の掃討作戦において 1944 年 8 月 10 日ごろ捕虜となった朝鮮人「慰安婦」20 名および日本人民間人 2 名（注：雇い主）を尋問して得られた情報に基づいている。

この報告書は、その日本人雇用主が朝鮮人「慰安婦」を募集した方法、彼女らの生活および労働状況、日本兵との関係と対応、軍事状況に関して彼女らがどう理解していたか、などについて報告している。

「慰安婦」とは、兵士の便宜のために日本陸軍に随行した売春婦あるいは「軍隊随伴業者」に他ならない。「慰安婦」という単語は、独特な日本語である。これ以外の報告書も、日本陸軍が戦闘を行った場所にはつねに「慰安婦」が存在していたことを報告している。この報告書は、しかしながら彼女らと一緒に捕獲された 2 名の日本人民間人によって雇われ陸軍に追隨していた朝鮮人「慰安

婦」についてのみ関するものである。1942年にその日本人業者は、この種の女性約703名をビルマに移送したと報告されている。

慰安婦募集

日本が新たに獲得した東南アジア占領区における「慰安業務」に従事する朝鮮人女性を募集するために、1942年5月初旬、日本の民間業者が朝鮮に到着した。この業務の特徴は明確にされてはいなかったが、病院における傷病兵の慰問、包帯の準備、一般的な将兵の慰問に関連する業務であろうと理解されていた。そしてこれらの業者の勧誘ポイントは、高額な報酬、気楽な業務で一家の借金の返済ができる、そのうえ、新天地シンガポールでの新たな人生の可能性もある、というものだった。このような偽りの説明によって大勢の女性が海外業務に応募し、数百円の前払い金を受け取った。

その女性の多くは無知、無教育であり、一部の女性はそれ以前に「人類最古の職業」の関係したものも含まれていた。署名捺印した契約書によって家族が前払いを受けた借金の金額により、6か月から12か月の期間、彼女らは戦時の陸軍の規則および雇い主に従うこととなった。

このようにして、約800人の女性が雇い入れられ、1942年8月20日頃に雇い主である業者とともにラングーンに到着した。彼女たちは、8人から22人のグループに分けられ、ラングーンからビルマ各地の日本陸軍の駐屯地近辺の町村に配された。ミイトキーナにはこのうちの4グループが到着した。各グループの屋号は、「きょうえい」、「きんすい」、「ばくしんろう」および「ももや」であった。

「きょうえい」慰安所は、本来は「マルヤマ・クラブ」と呼ばれていたが、ミイトキーナ駐屯軍の司令官丸山大佐が自分の姓と類似しているとして反対したため改称された。

慰安婦達の性格や特性

尋問によると、朝鮮人「慰安婦」について一般的にいえるのは、年齢は25歳前

後、教育程度は低く、幼稚、利己的、気まぐれであるということである。これらの女性の容貌は、日本人または白人の基準からみて綺麗とはいえない。また、自己中心的であり、自分自身について語りたがる傾向がある。見知らぬ人の前ではおとなしく、取り澄ましているが、彼女らは「おんなの手管」を心得ている。彼女らは自分の「職業」を嫌いだと主張し、「職業」や自分の家族について語りたがらない。ミイトキーナおよびレドにおいて米軍兵が捕虜である彼女たちに親切な処遇をしたため、彼女たちは米軍兵士が日本軍兵士よりも情にもろいと感じている。中国兵およびインド兵を、彼女らは恐れていた。

生活 及び 勤務条件

ミイトキーナでは通常、2階建ての大きな建物(一般的には校舎)に各自、個室を与えられていた。この個室が彼女らの居間兼寝室であり、営業の場でもあった。ミイトキーナでは食事は雇い主が作りそれを彼女たちは買っていた。日本陸軍からの定期的な食糧配給はなかった。彼女らの生活は、ビルマのその他の地域に比べれば、むしろ贅沢といえるものであった。とりわけ、ビルマにおける2年目の生活については恵まれていた。慰安婦には食料や物資に厳しい配給統制がなかったためである。また、彼女たちは沢山のお金を持っていたため、欲しいものを購入することができた。彼女らは兵士が故郷から送られてきた「慰問袋」に入っていた品々を贈り物として受取った上に、衣類、靴、タバコ、化粧品なども買うことができた。

ビルマでは、彼女たちは、日本軍の将校や兵士たちとともに各種のスポーツや催しに参加して楽しんだ。ピクニック、演芸・娯楽、社交夕食会にも参加した。彼女らは蓄音機(レコードプレーヤー)を持っていたほか、町ではショッピングを楽しむことも認められていた。

料金体制

営業は、陸軍の定めた規則に基づいて行われていた。とりわけ、混雑した地域では、規則は厳守されていた。陸軍は、混雑した地域において、各地域で活動している各部隊に、価格、優先順位、時間割が必要と考えた。尋問により得

られた標準的な方式は以下のようなものであった。

1. 兵士	午前 10 時～午後 5 時	1 円 50 銭	20～30 分
2. 下士官	午後 5 時～午後 9 時	3 円	30～40 分
3. 将校	午後 9 時～12 時	5 円	30～40 分

ここに示したのは、中部ビルマにおける平均料金である。将校は、20 円を支払うことによって宿泊が許されていた。ミイトキーナでは、丸山大佐が平均料金をほぼ半額に引き下げさせていた。

営業時間

兵士たちは慰安所の混雑についてしばしば不満を漏らしている。軍は帰隊時間の厳守が規則であったため、兵士達は、サービスを受けることなく帰らざるを得ないことが多くあった。この問題を解決するために、軍は各部隊の専用日を定めることとした。

各部隊の予定日には、それぞれの部隊の兵士 2 名が慰安所に派遣され、利用する兵士の所属部隊を確認していた。秩序を保つため、憲兵も巡回した。

以下は、ネイミョーにおいて「きょうえい」が使用していた陸軍第 18 師団の各部隊のための予定表である。

日曜日	第 18 師団本部司令部幕僚
月曜日	騎兵
火曜日	工兵
水曜日	休日及び 毎週の身体検査
本曜日	衛生兵
金曜日	野戦砲兵
土曜日	輸送兵

将校は、一週間に 7 日 慰安所を利用することが認められていた。このように割り当てをしたにもかかわらず、激しい混雑は解消しなかつたため、女性たちはすべての顧客を受け入れることができず、兵士たちの間には不満が高まって

いる、と、女性たちは苦情を訴えていたという。

兵士たちは慰安所に入ると、氏名と所属部隊と階級を確認されて後、料金を支払って左側に順番、右側に慰安婦の名前が記入されている約 5 センチ四方の厚紙のチケットを受け取り、順番待ちの列に並ぶ。慰安婦には、客を拒否する特権が与えられ、その特権は、兵士が過度に酔っている場合にはしばしば行使された。

給与と生活条件

契約時の負債の金額により、各慰安婦は稼ぎの総収入の 50%から 60%を「雇い主」に支払うことになっていた。慰安婦の一个月の稼ぎの総収入は約 1 5 0 0 円であった。彼女たちは、「雇い主」に 7 5 0 円返済していた。だが多くの「雇い主」は、食料やその他の必要物資の代金として高額を請求し、女性たちに困難な生活を強いていた。

1943 年の後半に陸軍は、負債の返済を終えた女性は帰国してもよいとの命令を発したので、返済した女性は、朝鮮に帰国することが認められた。

彼女たちの健康状態は良好であることが尋問によって確認されている。あらゆるタイプの避妊具が彼女たちに支給されており、また、兵士たちも軍が支給した避妊具を持参していた。利用者および彼女ら自身の衛生について、彼女らはよく訓練されていた。

陸軍軍医が毎週一回慰安所を訪問し、病気の兆候のある女性を発見した場合には、必要に応じて治療、隔離、入院などの処置がとられた。性病に罹患した兵士もこれと同様の処遇がとられていたが、兵士の場合には入院中または外出禁止中にも給与は支給されていた。

日本兵に関する印象

彼女らと日本軍将校および兵士との関係についての尋問したところ、個人の名前が語られたのは二名のみ、ミイトキーナ駐屯部隊の司令官である丸山大佐お

よび増援部隊を率いてきた水上少将である。この二人の性格は正反対であつた。

前者は、厳しく自己中心的で、部下に対する思いやりがなく、嫌われていた。後者は、善良かつ親切で、つねに部下への最大限の配慮を忘れない、優れた軍人であつた。大佐は慰安所の常連であつたが、少将は一度も訪れなかつた。ミイトキーナが陥落したとき、丸山大佐は逃亡したとみられ、水上少将は部隊を撤退させることができなかつたため、自決したとのことである。

兵士たちとの関係

ある女性によれば、日本兵は一般的に、慰安所にいるところを人に見られるのは「きまり悪い。照れくさい」と思っていたようで、ある兵士は「慰安所が客でいっぱいのに、ならんで順番を待つのは恥ずかしい」と言っていたという。けれども、慰安婦に対する結婚の申し込みは多数あり、実際に結婚に至った場合もあった。

女性たちの意見が一致した嫌いな客は、翌日は前線に行かねばならないので、酔っぱらって慰安所を訪れる将校や兵士たちであつた。だが、彼女たちは異口同音に、日本兵はかなり酔っていても、軍事機密や部隊に関する話をするのは決してなかつたと言っている。たとえ女性から軍隊に関する話をしようとしても、将校も兵士も話を合わせようとしなければ、か、「そのような話題は女性らしくないからよしなさい」と女性を叱っていたとのことである。丸山大佐も、酔っぱらっていても軍事について話をすることはなかつた。

兵士たちが大きな喜びの感情を表現したのは、故郷から送られた手紙、雑誌、新聞などを受け取った時である。兵士たちは、缶詰、雑誌、石鹸、ハンカチ、歯ブラシ、人形、口紅、下駄などの入った「慰問袋」を受け取っていたと慰安婦に語っていた。

口紅や女物の下駄を故郷の人びとが送ってくる理由を、女性たちは理解できなかったが、女物の品物は、慰問袋の送り主が使ったものを送ってきた、とか、「地元の女性」へのプレゼント用に送ってきたのではないかと推察して噂していた。

戦況

退却して捕獲されてからも、慰安婦達はミイトキーナの戦局について、慰安婦達はほとんど知らなかった。だが、その中でも、記録に値する情報がいくつかあるのでここに記載する。

「ミイトキーナの町と飛行場滑走路の最初の空爆によって、町を守備する兵士約 200 名が戦死し、200 名が残され、弾薬はひじょうに少なかった。」

「丸山大佐は、部下を展開させた。その後、数日にわたり、敵軍の連合軍は無計画に、あらゆる方向に乱射していた。特定のものに狙いをつけているわけではないので、弾丸の浪費であった。一方日本兵は、命中する確信が持てる場合にのみ、一発ずつ弾丸を発射するよう命令を受けていた。」

連合軍が西部滑走路への攻撃を始める前、ミイトキーナに駐屯していた部隊は、北部および西部地域において連合軍の攻撃を防ぐためにほかに派遣されていた。主として町を守るのは残された、第 114 連隊に所属する約 400 名であった。丸山大佐がミイトキーナの町が攻撃されることを予期していなかったのは、明らかである。その後、第 56 師団の水上少将が二個連隊以上の援軍を率いてきたが、町を守るには十分ではなかった。

連合軍による爆撃は極めて激しかったので、ひじょうに怖かったので、慰安婦達は攻撃された最後の数日間は、彼女たちは防空壕のなかで過ごした。けれども、防空壕の中で業務を続けていた慰安婦も 1～2 名いたという。慰安所も爆撃を受け、数名の慰安婦が死傷した。

退却、そして捕虜となる

退却して捕虜となるにいたるまでの彼女らの記憶は、曖昧かつ混乱しているがいくつかの話をまとめれば、状況は以下のものであったとおもわれる。

三軒の慰安所の「慰安婦」、雇い主とその家族および使用人を含む 63 人のグループは、7 月 31 日の夜、イラフジ川を小型ボートで出発した。（「ばくしんろう」と「きんすい」が合併したため慰安所は三軒となっていた。） 彼女たちは、ワインマウの近辺であろうと思われるその場所に上陸し、8 月 4 日までワインマウには入らず、そこに留まった。それから、8 月 7 日まで、一団の兵士の後についていったが 7 日、敵軍との小競り合いが起こり、グループはバラバラになってしまった。

女性たちは、三時間たったら兵士の後を追うように命令されて、命令に従った。そしていざ河岸に着いたときに兵士の姿はなく河を渡る手段もなかったので、8 月 10 日にイギリス人将校に率いられたカチン族に捕獲されるまで、川岸の近辺の家に留まっていた。 捕獲された後、ミイトキーナに連行された後、この報告書の基となる尋問の行われたレド捕虜収容所に移送された。

プロパガンダ

彼女らは米軍の反日プロパガンダ用ビラについて何も知らなかったが、日本兵が 2, 3 枚のチラシを手を持っているのを見たことはあった。だが日本語で書かれていたので何が書いてあるのかわからず、兵士にそのことを尋ねても何も教えてもらえなかったという。 ある女性は 丸山大佐についてのビラを覚えている。それは明らかにミイトキーナ部隊への宣伝工作であったが、その内容をまったく信じていなかったという。ほかの慰安婦達は、ときどき兵士たちがビラについて話し合っていたのを盗み聞きしたが、現物を見たことはなかった。だが、ある一人の将校が、「日本はこの戦争に勝てない」という見解を述べたという証言は興味深い。

慰安婦達の要請事項

女性たちはミイトキーナにおいて拡声器で流された放送のことは知らなかったようだが兵士らが「ラジオ放送」について話し合っているのを耳にしている。

彼女らは自分たち「慰安婦」が捕獲されたことを知らせるビラをまかないよう

に頼んできた。その理由は、「慰安婦」が連合軍に逮捕されたことを日本軍が知れば、日本軍側にまだ残っておいる女性たちに危険が及ぶかもしれないためである、という。

だが朝鮮において散布されるビラに、彼女らが捕虜になったことを知らせるのは、良い考えであると彼女たちは言っている。

以上。

添付A

以下はこの報告に用いられた情報を得るために尋問を受けた20人の朝鮮人「慰安婦」と日本民間人2人の名前である。

	名	年齢	住所
1	「S」	21歳	慶尚南道晋州
2	「K」	28歳	慶尚南道三千浦〔以下略〕
3	「P」	26歳	慶尚南道晋州
4	「C」	21歳	慶尚北道大邱
5	「C」	27歳	慶尚南道晋州
6	「K」	25歳	慶尚北道大邱
7	「K」	19歳	慶尚北道大邱
8	「K」	25歳	慶尚南道釜山
9	「K」	21歳	慶尚南道クンボク (ママ)
10	「K」	22歳	慶尚南道大邱
11	「K」	26歳	慶尚南道晋州
12	「P」	27歳	慶尚南道晋州 (ママ)
13	「C」	21歳	慶尚南道慶山郡〔以下略〕
14	「K」	21歳	慶尚南道咸陽〔以下略〕
15	「Y」	31歳	平安南道平壤
16	「O」	20歳	平安南道平壤
17	「K」	20歳	京畿道京城
18	「H」	21歳	京畿道京城
19	「O」	20歳	慶尚北道大邱
20	「K」	21歳	全羅南道光州

日本民間人

- 1 キタムラトミコ 38歳 京畿道京城
- 2 キタムラエイブン 41歳 京畿道京城